平成２２年（フ）第３７９号
群馬県伊勢崎市今泉町２丁目376番地１
破産者　田中　勝美
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１９０４号
愛知県東海市富木島町長田13番地の１　株式会社セキ西棟201号
破産者　新美　　明
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９７３号
愛知県春日井市大留町５丁目３番地６　エステートタニグチＢ棟101号
破産者　川村　　勉
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４３４号
大阪府南河内郡太子町聖和台４丁目３番地の６
破産者　目黒　一八
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５６５号
堺市堺区神石市之町13番７号
破産者　森　　優子
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９４１号
大阪府松原市天美西２丁目６番２号
破産者　樋口　吉美
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９８８号
堺市西区鶴田町13番22号　フローラ・リア103号室、住民票上の住所奈良県大和郡山市若槻町109番地16
破産者　小島　章代
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１０５号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　１―413号、開始決定時大阪府羽曳野市蔵之内244　羽曳野グランドハイツ101号室
破産者　藤岡　宏朗
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１０６号
大阪府河内長野市小山田町451―149　プレストコート壱番館413号、住民票上の住所大阪府羽曳野市蔵之内244　羽曳野グランドハイツ101号室
破産者　藤岡　美子
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６３２号
福岡県太宰府市都府楼南２丁目７番22号
破産者　澤田フミ子
１　決定年月日　平成22年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９５０号
札幌市白石区栄通15丁目９番３号　コーポ白井Ｂ―３号
破産者　加藤　和人
１　決定年月日　平成22年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１７号
札幌市豊平区月寒西１条７丁目２番５号
破産者　藤中　良子（旧姓大野）
１　決定年月日　平成22年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５３号
北海道石狩市親船町１番地28
破産者　村田　公博
１　決定年月日　平成22年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９５０号
札幌市南区藤野４条５丁目２番７―405号
破産者　行方　美緒
１　決定年月日　平成22年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４７号
仙台市泉区根白石字町西上４番地の４　グランデュール横山102、開始決定時の住所仙台市泉区高森３丁目４番地の254
破産者　作田　　剛
１　決定年月日　平成22年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
茨城県鉾田市上冨田734番地５
破産者　堀田　　勝
１　決定年月日　平成22年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１５８号
埼玉県春日部市栄町１丁目９番地、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼993番地２
破産者　中島　　稔
１　決定年月日　平成22年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
埼玉県吉川市道庭１丁目13番地25　和井田荘Ｄ号
破産者　福田　高春
１　決定年月日　平成22年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３９１号
埼玉県草加市柿木町2152番地
破産者　豊仲さおり
１　決定年月日　平成22年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係